

## [ 庶務規程 ]

### 第1章 目的

(目的)

第1条 本規程は、当法人の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため、事務局、褒賞、慶弔、旅費等に関する事項を規定するものである

### 第2章 事務局

(事務局)

第2条 当法人は、その事務を円滑に処理するため、会計がこれを兼務する。

### 第3章 褒章

(褒章)

第3条 当法人における褒章は、独立経営振興会の昂揚に顕著な功績のあった会員（物故会員を含む）に対し、社員総会又は例会において、これを行うことができる。

(推薦)

第4条 被褒章者の推薦は、理事が行う。

(出席優秀者の褒章)

第5条 年間出席率が優秀な会員は、これを褒章することができる。

(手続き及び褒章)

第6条 被褒章者の決定については、社員総会の決議による。

2 褒章は、会長がこれを行い、賞状並びに記念品を贈呈する。

### 第4章 慶弔

(慶弔金)

第7条 会員の慶弔に関しては次の基準により慶弔金を贈る。

- |               |                        |
|---------------|------------------------|
| (1) 結婚        | 20,000円 及び祝電           |
| (2) 死亡        | 20,000円 及び弔電           |
| (3) 配偶者の死亡    | 10,000円 及び弔電           |
| (4) 両親及び子女の死亡 | 10,000円 及び弔電           |
| (5) 病気、傷害等    | 5,000円 (但し、5日以上の入院に限る) |
| (6) 新規開業等     | 10,000円 若しくは相当額の記念品    |

2 その他の慶弔については社員総会において協議の上、決定する。

## 第5章 旅費

(旅費支給)

第8条 当法人の公務に係る旅費は、原則として個人負担とする。

## 第6章 変更

(変更)

第9条 本規程の変更は、定款第15条第3項により、社員総会の議決を経なければならない。

## 附則

(施行期日)

第1条 本規程は、平成23年12月19日より施行する。

(経過措置)

第2条 本規程による変更は、変更前の規定により生じた効力を妨げない。

(細則)

第3条 本規程の施行に関して必要な細則は、社員総会の議決を経て定める。